

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会（第25回） 議事録

1. 日 時：平成17年5月12日（木）16：30～18：30

2. 場 所：中央合同庁舎4号館 11階共用第1特別会議室

3. 出席者：

【委員】阿部博之会長、薬師寺泰蔵議員、柘植綾夫議員、
黒田玲子議員、松本和子議員、
秋元浩委員、荒井寿光委員、飯田昭夫委員、澤井敬史委員、
竹岡八重子委員、野間口有委員、原山優子委員、平田正委員、
本田圭子委員、三原秀子委員、森下竜一委員、横山浩委員
渡部俊也委員

【文部科学省】伊藤学司 研究振興局 技術移転推進室長
長谷川和宏 高等教育局 専門教育課専門職大学院室長

【経済産業省】中西宏典 産業技術環境局 大学連携推進課 課長

【特許庁】荒巻慎哉 技術調査課 大学等支援室長

【事務局】林政策統括官、塩沢審議官、清水審議官、扇谷参事官

座長 まだお見えになっていない方もおられますが、時間になりましたので、第25回「総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会」を開催させていただきます。

本日は、まず、経済産業省から資料提供がございましたので、その説明をしていただきます。

その後、事務局からとりまとめ案の説明をしてもらいまして議論に入ると、そういうふうに行きたいと思っております。

まず、資料確認を事務局からしてください。

事務局 本日配付させていただいております資料は3点でございます。

まず、1点目の資料1は、経済産業省さんの方から提出していただいた資料でございます。

資料2が、本日の議論のベースになっておりますとりまとめ案、「知的財産戦略について - 大学等における知的財産権の積極的活用等について - (案)」というものでございます。

実は、これは2部構成になっておりまして、後半に参考資料ということで、これまで関係府省の方から提出いただいた資料に新しくバージョンをかけてあるものを参考資料として付けさせていただいております。

資料3としては、前回24回の議事録の案でございます。足りないところがありましたら、事務局までお伝え願えればと思います。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、経済産業省から説明をちょうだいしたいと思います。

なお、御質問、御意見があるかもしれませんが、事務局説明の後のディスカッションの中で併せてお願いしたいと思っております。

経済産業省、恐縮ですが5分ぐらいでよろしく申し上げます。

招聘者 それでは、お手元の資料1の方に基づきまして説明させていただきます。

タイトルの方は「国立大学の法人化等を踏まえた今後の技術移転体制の在り方についての検討状況」ということで、これは実は前回の会議のときに御指摘をいただきまして、実は1ページ目をお開きいただければと思うんですけれども、我々経済省の方では昨年の独法化、あるいは機関帰属等への知財の扱いの変化ということを踏まえて、従来からやっておりました技術移転関連の施策をちょっと見直そうということで検討をやらせていただきました。

メンバーには、下の方に「委員名簿」として付けさせていただいております。

それで、早速中身の方ですけれども、2ページが「大学研究成果の技術移転の実績（日米比較）」というところで、一言で申し上げますと、この数年間確実に技術移転の成果が出てきているということで、わかりやすくいいますと、ロイヤルティー収入も確実に伸びてきているという意味では、全体としてのトレンドはかなりいいのかなと。

しかしながらということで、3ページ目をちょっとお開きいただきたいと思うんですけれども、これは我が国は既に39のTLOがございますけれども、そちらの方で、既にある程度年数の経ったTLOに限定して分析しておりますけれども、実際の営業収入はどれぐらいのパフォーマンスを上げているのかという財務的な面での分析をしてみました。

そうしますと、下の方の表にありますように、基本的にはTLOができた後の経過年数、それにつれまして実質的な収入は伸びてきているということでございますけれども、基本的に伸びているところと、横ばいになっているという両極端に分かれてきつつあるというのがこれでおわかりいただけるかと思えます。

次のページに移りまして、では、二極文化といったときに、どういう要因がTLOの技術移転のパフォーマンスに関係しているんだろうかということで、パフォーマンスの分析ということで、(1)の・から・の8つの要因につきましてのパフォーマンス、ここでパフォーマンスと申し上げて使った指標といたしまして、実際に技術移転に携わっている方、一人当たりどれだけライセンス収入があるのか。及び実際の支出当たりの収入がどれだけあるのかという指標を使って一応分析をしてみました。

結論から申し上げますと、次の5ページ目、6ページ目に簡単にポイントを書かせていただいております。

1つは、TLO単体としてのパフォーマンスの向上にどういうファクターが影響しているのかということで、真ん中の赤い字で3項目書かせていただいておりますけれども、やはり研究室へのシーズ発掘活動に積極的に取り組んでいるということで、足で大学の先生

との間をうまくつないでシーズを発掘されているということについてはパフォーマンスが高いと。

・のところにありますように、営業要員という言葉はあれでしょうけれども、積極的にライセンシング活動を売り歩くということをやっているところは当然のことだからパフォーマンスも高い。

更に・番目としまして、これは「大学から」というふうに書いておりますけれども、とりわけ知財本部が2年前ぐらいから整備されておりますけれども、技術評価を受託するという大学とTLOが密接な関係を持っているというところについては、非常によいパフォーマンスを示しているということで、これから言えることは、パフォーマンスが必ずしもうまくいっていないところについては、このようなことを踏まえて今後の活動を展開して行ってほしいということ。

下の方にありますように、やはりこういう技術移転につきましては、専門的な人材というのを育成していくのは必要だろうということもありまして、若手人材をうまく活用しながら、技術移転のスペシャリストを育成していくというのが中期的な課題かなというのか1つ目の個別のTLOの分析に基づいた結果でございます。

次のページをおめくりいただきますと、論点2と書いてありますけれども、やはり大学自身が自らのミッションとして技術移転活動を明確に位置づける必要があるのではないかとということで、今更ではございますけれども、技術移転活動の意義というのは必ずしも大学がロイヤルティ収入という形での利益を上げることのみならず、やはり・、・にありますように、社会的な説明責任というものの位置づけ。

更には、経済産業活力あるいは競争力の強化と、雇用の拡大といったことに貢献するというもう少し広い視点での取り組みというのを明確に位置づけるべきではないかとということ。

特に国立大学は法人化されまして、中期計画等の中に技術移転というものを1つのミッションというふうに位置づける方向にはありますけれども、その中でこのミッションの1つということであれば、必要なコストをしっかりと大学自身が負担して、積極的に取り組んでいくということも求められるのではないだろうか。

そういうことで、矢印の下の方に書いてありますけれども「政府としては」ということで、産学連携に積極的に取り組む大学等については、運営費交付金の分配であるとか、マッチングファンドといった産学連携を促進するための競争的な資金、そういったものを重点的に支援していくといったことも必要ではないだろうかという2点を我々の検討会の中での結果として一応とりまとめをする方向で考えてございます。

このポイントにつきましては、一応既に今日お配りになられていると思いますけれども、その要点については知財戦略の案について、一応反映させていただいているということになってございます。

簡単でございますが、説明は以上です。

会長 ありがとうございます。それでは、先ほど申し上げましたように、とりまとめ

案についての説明に入らせていただきます。

では、事務局から資料2について説明してください。

(資料2 事務局より説明)

会長 膨大なんです、あらかじめ見ていただいたものと修正もかなり入っているのではないかと思いますけれども、とりあえず4つに分けて、最初に7ページから13ページまでの「1. 大学等における知的財産権の積極的活用」についてに行きまして、最後に「はじめに」についても御意見がある方もいるかもしれませんので、全体について御意見をいただきたいと思います。

それでは、7ページから13ページについてどうぞ手を挙げてください。

では、お願いします。

委員 これは、例えば知財戦略2005との関係はどう考えたらよろしいのでしょうか。

会長 これは、従来は2005のところに細田官房長官が、こちらの大臣のころ、カセット的にすばっと入れてもらうということだったんです。しかし今回は、戦略本部の方でも重なる部分がありますので、そこは今日は事務局長が来ていますが、調整をして両方損がないようにさせていただきたいと思いますが、できればカセットに近い形にもっていきたいと思っております。

多分、今回はすばっとというわけにはいかないだろうと、向こうにオーバーラップするところがあると思いたいますが。

委員 不実施補償等につきましては、2005で議論されているよりも問題点が具体的に出ておりますので、少なくともこのぐらいのことを書かなければ、どういうふうにアイテムをつなげたらいいかというのは、2005の方ではわかりにくいのではないかと思いますので是非。

会長 こちらの方がいいだろうと。

委員 はい。

会長 わかりました。ありがとうございました。

では、お願いします。

委員 7ページから8ページにかけてなんですが、例えば「(1) 研究における特許発明の使用を円滑化する」と、i)とii)、それからiii)というのがあるかと思うんですが、i)とii)については、いつどこでやるかということが下に書いていないんですが、ほかのところは、こういう細かい項目についても、いつどこでやるということが明確にされていますけれども、i)番とii)番について、それが抜けているというのは、何かございませんでしょうか。

座長 どうぞ。

事務局 済みません、i)、ii)、iii)を1つのセットものだとお考えいただきまして、i)、ii)、iii)まとめて下に括弧書きで対応するところを書かせていただいておりますので、そういう形に考えております。

ii)は、上のガイドラインの検討に併せてと書いていますので、時期的には重複になるかと思って省略させていただいたところでございます。

座長 これは、ii)なんかはi)、ii)と別々書いていますから、これは誤解を受けるから重なってもいいから、同じことでもいいから、全部書いた方がいいんじゃないですか。

事務局 わかりました。

座長 では、そうさせていただきます。ありがとうございました。

では、ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

委員 9ページ目の(3)のii)ですが、「契約について評価結果を公表するとともに」と書いてあって、経済産業省さんへの御質問になるかもしれないですけども、契約についての評価結果というのはどういう意味なのか。私が思うに産学連携というのは、幾ら立派な契約条項があっても、本当にそれが企業の役に立つような連携といいますか、事業化に結びつくようなものでないとなんか意味もないと私は思っております。

ですから、何か評価の視点としては、むしろ契約の内容がどうというよりも、やはり企業に役立つような共同研究だったのかとか、企業に役立つようなスキームだったのかというような観点が入るのかどうか。そうでないと、文言がどうだこうだみたいな話になって、余り意味がないんじゃないかなと。弁護士がこういうことを言うのも変かもしれませんが、やはり私は実質のところをしっかりと評価していただきたいと思います。だから、ちょっとこの契約という表現が私は引っかかったんです。

それと関連して、今度は10ページ目の(4)のii)です。これは文部科学省さんと関係府省となっていて、要するに「共同研究を実施する場合の考え方、取り扱いルールを明確化するとともに、契約書のひな形、運営マニュアル等を自ら整備し」と、ここまではいいと思うんですけども「外部に対して積極的に公表する」と書いてあるんです。

実は、私も産総研もそうですし、ほかの独立行政法人もやっておりますし、あと大学の顧問をやっておりますが、実はかなり産学連携が進んできますと、1つのひな形というのはあり得ない世界になってきています。

例えば、大学の知財を利用して企業と大学の先生が共同でベンチャーを立ち上げようと、つまり企業にとっては子会社みたいな形になるんですけども、ピークルとしてベンチャーを大企業にとって利用すると。先生にとっては大学発ベンチャーであるという例が出てきている。例えば非常に深く事業化に入っていく連携のパターンになってきますと、契約というのがすごく多様化しているんです。そこで、実は幾つもの契約のひな形をつくっていきなりするんです。

例えば、産総研は平成13年に独法化した時点で、私はそのときはまだ顧問ではなかったんですが、契約書を一旦公開したんです。ところが、その後その公開をやめました。なぜかということ、産学連携をするということは企業に役立つということなので、企業さんの事業にどう生かすかという観点は欠かせないわけなんです。そうすると、契約は1つのタイプ

ではなくなる。

ところが「ひな形です」と公開してしまうと、逆に双方で、つまり大学側でも、あるいは企業側でも契約交渉をするときに、すごく面倒くさくなる。つまり、なぜ公開されているひな形とこれが違うのかということ、例えば企業側が上司に説明しなければいけないとか、いろいろ出てきてやめてしまったんです。

だから、産学連携を深化するということは、企業の事業スキームに大学は深く関わることなので、これを公表するという考え方自体が、実はナンセンスになってくるんじゃないかと思います。

座長 これは経済産業省ではなくて、まず事務局に聞いてください。

委員 済みません。

座長 必要に応じて経済産業省の意見を聞くことは構いませんが、経済産業省の意思ではなくて。

委員 ですから、公表するという考え方自体が、逆に一昔前の状態を意識しているんじゃないかと思ったので。

座長 わかりました。事務局お願いします。

事務局 恐らく御質問のスポットが当たっているところが、非常に進んでいる大学のところに視点が当たっているんじゃないかと思ひまして、もう少し、今、途上のある方々にとってみると、少し参考になるような情報がほしいということでございますので、そのためにはそういったところの底上げも重要なので、必要な事例集の公表をしていく。

契約そのものというよりは、契約に裏打ちされている考え方みたいなものを事例を通じて提供していくことによって参考になるんじゃないかと考えて、そういう形で書かせていただいております。

それから(4)のii)のところもそれぞれの大学でひな形、マニュアルをつくって外部に公表すると。

このひな形は、必ずしも既にやったことについては、一種類ではなくて、いろいろメニューとしては用意していますと。そういったところに、それぞれ柔軟に変更させていただきますというメッセージ付きで出されているものが多いので、そういった形をよく見習っていただいて、是非そういうのはほかのところでもして行って、各大学の知財ポリシーとか、産学連携ポリシーが明確になっているのがこのところでございます、それを踏まえて企業の方が選びやすいような情報、メッセージをたくさん出していただきたいというのが大学に対してお願いをしているところでございますので、そういったことをここで申し上げたいと思います。

これも特に進んでいるところは、そういうことをしなくても手を挙げてくるかもしれませんが、少しこれからというところに対して産業界、企業の方が目を向けるためにはそういったものも必要なのかなと考えているところでございます。

座長 今の件で、どうぞ。

委員 今回の9ページと同じ質問なんですけれども、契約について評価結果を公表するという事なんですけれども、評価結果はだれが主体となって評価をして、その結果を報告すると、その辺のところを書いていないと漠然としてわからないのが一点です。それから、それに関連するんですけれども、別のことは別にしますか。

座長 今回の件だけで。

委員 今回の件はそれだけです。

座長 どうぞ。

委員 10ページ目の(4)のii)に関しても、今の事務局の御意見を聞いていると、公表する主体が大学ではなくて、関係省庁の方が必要に応じて情報を提供して下さるという位置づけなのか、大学が公表する主体というふうに考えているのか、そこを明確にさせていただいた方がいいと思うんです。

大学が主体となった場合には、やはり1つのひな形を公表するというのは、非常に難しい話だと思いますので、ポリシーというか、共同研究をする際のポリシーという位置づけであれば、もしかしたら大学が主体となって公表ができるのかなというふうに思います。

座長 では、今のお二人のをお願いします。

事務局 原山先生の御質問は、だれが評価するのか。それから本田専門委員の方も最初の契約の評価のところでございますが、(3)のii)の契約について評価結果を公表するというのは、この評価は、下の方に書いてありますが、企業の方はどのような評価をしたのかというのに対して、経済産業省さんの方で、昨年度末に評価分析をされておりますので、その結果の公表を今年度中にやっていただきたい。

それを踏まえまして、企業の方が使いやすいような形の契約の考え方とか、具体的などころについて、例えばこういうふうに契約の結び方を工夫して、それに対しては企業の方から評価というのは別に悪い方じゃなくて、高く評価されたとか、こういうふうに柔軟に対応していただいたら企業の方も非常に受け入れやすかったというプラスの面で評価したものを提示していただくという形の御説明をいただいております。それなら非常にいいことではないかと考えているところでございます。

それから、10ページの(4)のii)のところですが、契約のひな形うんぬんというところについては、2行上のところに「大学等が」とありまして、自ら整備し、外部に対して積極的に公表すると。このひな形とかマニュアルは、各大学で出していただきたいとしているところでございまして、出し方に対してまで、一つのひな形だとか、ポリシーだけにしたらどうかとか、そういうところまで言及しているわけではなくて、それは各大学の御判断でやっていただくことなのかなと考えているところでございます。

座長 多分委員は、それではだめだと。

委員 表現は、後で少し修正がきくのであれば、ちょっと文章で修正を入れた方がいいと思います。

招聘者 座長、経産省の方の説明を。

座長 ちょっと待ってください。

どうぞ。

委員 文章の話なんですけれども、今の事務局の説明によりますと、9ページのii)番のところに評価という言葉が2つ違う意味で評価、評価と入っているわけですね。

初めの「評価結果」というのは、エバリエーションという意味の評価であって、下から3行目のところの「どのような評価、意見」というのは、アプリシエーションの話になってございます。それは分けた言い方をしないと、違う話なので、同じ言葉、評価を使うとリスクなような気がします。

座長 今の件でほかに、どうぞ。

委員 少し事務局擁護なんですけど、やはり非常に進んでいるところと、遅れているところというのが現状としてありますし、知財本部自体が44大学ということで、その中にはかなり實際上先端のところから行くと、レベルとしては非常に低いところが混じっているのが事実だと思います。

そういうところに対して、こういう公表等をすることによって、ある程度お手本を示してあげるというのも決してマイナスにならないんじゃないかと。むしろ、そういうのが必要がなくなったところが、勿論すばらしいというのは、そのとおりだと思いますけれども、現状は、やはり実際の大学のいろんなところを見てみますと、そこまで行っている大学というのは、むしろ非常に少数例じゃないかと。

そういう意味では、現時点では書き方を変えるというお話はいいと思いますけれども、こういう項目は是非残していきたいと思います。

委員 とにかく先ほど言いましたように、企業さんとすごく深い関係に入ってきますと、当然すごく高度な守秘義務を負うことになってきていますので、そのところも配慮していただきたいと思います。

座長 ほかに、今の件でございますか。

そうしたら、経済産業省、余りお考えではなくて実態をお願いします。

招聘者 実は既に事務局の方からも触れられましたけれども、一応、我々の9ページの(3)のii)のところなんですけれども、こちらは若干表現もわかりづらいところもあると思うんですけれども、現在、我々が既に昨年の年末から春にかけて、民間企業の123社についてヒアリングをやって、何をやったかという、要は過去2年半にわたってさかのぼりまして、個別の企業が各大学のどの研究室と、どういうふうな中身について共同研究、委託研究をやったのかと。大体引っかかっていたのが1,500件ぐらいありまして、それぞれ一個一個について、これは全く企業サイドから見て、産業側から見てどういうふうな、研究の中身ではなくて、プロセスというか、例えば複数の窓口があって困ったとか、そういう組織がどうなったかということを中心にして評価をしていただいていると。それを一応ABC評価をしてもらって、それをオールジャパンでさっと見ると、A評価、B評価、C評価全部やってもらったりとか。

今、お手元に参考資料というのがあって、63 ページをお開きいただければと思います。

こちらの方が、今、説明いたしましたけれども「4. 大学・知財本部・TLO に対する産業界からの評価（レイティング）・」ということで、これはヒアリング対象企業を一応123 社まで広げております。これを近々に全体をとりまとめて対外的に出すつもりですが、一応、先ほど申し上げましたように、TLO の技術移転能力とか、知財本部のいろいろな事務処理能力、あるいは大学の産学連携関連規程・運用等々、その中身というよりも事務的な手続面でのスムーズにいった点、あるいはいろんな問題がありましたというようなものそれぞれについて聞かせてもらって、それを全体として分析してみたのが、6 ページ目、7 ページ目に一応書いているものでございまして、トータルだと A 評価をもらっているのが全体の。

座長 時間ももったいないですから、もう少し簡潔に。

招聘者 そういう形の評価をやることを、ここでエンドースしていただいているということでございます。

ちょっと簡単ですけども、そういった意味では、ちょっと書きぶりはこれに応じてもう少しわかりやすく書き直した方がいいという御指摘は少し工夫したいと思います。

座長 今、いろいろ御指摘いただいているように、9 ページは経済産業省なんです、10 ページの方の問題になっている公表は「大学等が」ということになっていますので、大分ここは違うんです。

それで、今、いろいろ御意見をいただいたことで、文言の誤解その他は直しますが、それについても後でメモをいただくとありがたいと思います。

それから、先ほど委員からいただいた御心配については、それも踏まえた修正案みたいなものを出していただいて、それを参考にしてどういうふうに直したらいいか考えさせていただくということでしょうか。

事務局 いいですか。

事務局 はい。

座長 では、今のような御心配がエスカレートしないようにするということは、よくわかりましたので、そうさせていただきます。

ほかの点は、いかがでしょうか。

どうぞ。

委員 12 ページの方の(7)のi)の方ですが、研究、教育、産学連携についてエフォート管理ということがありますが、更にもう一步踏み込んだ形で、例えばオンリーブのような、それこそ起業をする場合には数年間大学を離れて、かつ終わったときに戻れるような仕組みというのを導入するような形でもって促していただきたいというのが1つです。

なぜかという、この件というのは、単純に研究者との負担を軽減するだけのことでなくて、利益相反とかという問題に関しても解決策となるんじゃないかと思います。

座長 オンリーブのときのどういうことを書いた方がいいということですか。

委員 エフォート管理というのは、フルタイムで先生方が。

座長 いや、オンリーブについてどういうことを書けとおっしゃっているんですか。

委員 やはり作文の話になってくるかもしれないんですが「エフォート管理を導入するなど」の「など」が多分もう少し例題としてオンリーブも入れていただければと思います。そこまで踏み込むか、踏み込まないかは皆さんの御意見なんです。

これは非常に個人的な意見ですけれども。

座長 いや、御趣旨は何となくわかりますけれども、エフォート管理ですら大学が行うものに対してどこまで政府が言うべきかというのは、私はかなりじくじたるものを持ちながら、とりあえず今回はこの辺で恐る恐るというところもあるんですけれども、皆さんがもっと積極的ということであれば、また考えてみますけれども、いかがでしょうか。

委員 大学の立場になりますと、やはりエフォート管理を導入したいときに、新しいやり方なので、一つの大学でもってやるというのはなかなか難しいというところがあります。

となると、やはり「総合科学技術会議」のようなところでもって、こういうことが必要ですという形でおっしゃっていただくと、大分大学の内部の人たちに対しての説明がすごくしやすくなるというのが1つあります。そういう意味合いです。

座長 事務局はどうですか。

事務局 エフォート管理というところだけでも十分進歩的な提言とさせていただきまするので、ちょっとオンリーブの世界までいって、1 - 0にならないようにしたいかなというの、済みません。

座長 今、「総合科学技術会議」か、どこか政府がエフォート管理について、ある種のモデルのようなものを提示した方がいいというのはよくわかるんですが、どこまで書いていいかということ。

その理由は、エフォート管理というのは、各大学で、言葉は悪いですがけれども勝手なポリシーでやられていると、実は研究者等の負担の軽減になっていない場合もあるようですので、本当は何か言いたいんですけれども、言っていいかどうかということが自信がないというよりも、かなりちゅうちょしていますので、こういう程度に書いて。

どうぞ。

委員 1つだけですが、もともとがエフォート管理の導入というのは、研究者の負担を軽減するだけじゃないと思うんです。利益相反の問題を考えたときに。

座長 だから、そこを直せというのなら話は別で、そこを直せというのならわかりますけれども、少なくとも研究者等の負担を軽減することになっていないエフォート管理が散見されるわけです。

そうすると、やはりおっしゃったように、政府が何か言った方がいいかなというのは、ここまで来るんですが、表題も変えた方がいいんですしたら、どうですか。

委員 少し考えなければいけないんですけれども、これのみのためにエフォート管理というふうに、この文章を読みますと取れてしまうんです。それだけではないと思うんです。

ですので、ちょっと考えさせていただいて、事務局と詰めさせていただいて、少しタイトルも含みを持たせていただければありがたいと思います。

座長 わかりました。どうぞ。

委員 個別の話ではなくて、7ページの四角の中なんですけれども、多分この知財の問題の一番のポイントは、大学が独立法人化したときにガバナンスがどれだけ機能するかという辺りがポイントになって、その結果、多分知財ポリシー、運用、オペレーションという話ですから、2段落目の今後、大学等は、ガバナンスの拡充を図り、個々の云々とか、そういうガバナンスがもっともっとしっかりして企業と対話してくださいねという精神論なんです、後の個別の展開のところではなくて、ここに何かそういうガバナンスをもっとしっかりしていきましょうねという話があるといいなという感じがしていたんですけれども。

座長 四角の中ですか。

委員 はい、四角の中です。

座長 片仮名を好ましくないの、そこは何か考えてみます。

時間の関係もありますので、また御意見があればメモ等でいただくことにして、次の「2 . 大学発ベンチャーにおける知的財産権の円滑な活用」に入らせていただきます。これは、14ページから16ページと比較的短いんですが、お願いします。

どうぞ。

委員 中座させてもらいますので、一点だけ指摘させていただきます。16ページの「(5)特許制度の改善を図る」のところで、ここでは特にバイオテクノロジーなどの先端技術分野の特許制度改善ということでございます。CIP等につきましては、この前に一応簡単に意見を申し上げさせてもらいましたので今回は省略いたしますが、せっかくこういう分野での制度改善が議論されている中、医療特許について全くここで触れていないわけでございます。いきさつはもう皆さん御存じかと思えますけれども、知財戦略本部で最近検討した専門調査会では、いわゆる大学にとっても、今、非常に大きな研究分野でありますライフサイエンスの大きな進歩から期待される本当の意味の先端医療の知財権についての制度整備は真正面から取り上げられなかったと考えております。

座長も、やはりこの辺は未解決な課題であるという認識を述べておられますので、これからいつどういうふうにして、どこまでやるかという問題はあるでしょうけれども、少なくともいろんな府省を超えた「総合科学技術会議」でやるのが一番適当だと思いますので、少なくとも、このとりまとめの中で継続課題ということで、やはり記述しておいていただきたいと思います。

座長 重い宿題ですね。医療関連特許については、一応、知的財産戦略本部の方の専門調査会という交通整理をしてしまっていますので、おっしゃるように私もあれが十分将来までを考えた結論だとは思っておりませんが、「総合科学技術会議」でやるのがいいかどうかという辺りが非常に難しいところなんです。もう少し踏み込んで問題が残っている

ということを少し書きましょうか。そういうことがぎりぎりかなと。

委員 先端医療分野は、特に大学における知財権との関係でも重要だと思います。

座長 おっしゃるとおりで、私もそれはあの程度では不満というか、不十分だという認識は一緒なんですけれども、我々のところでどこまで踏み込むことが適正かという辺りが迷っているわけで。

どうぞ、先生メンバーでしたか。

委員 向こうではちょっと負けましたが、是非何らかの形で残った形は残してほしいなと思います。

座長 ただ、どのくらい踏み出したものまで書いていいか、少しお任せいただいていいでしょうか。趣旨に対して反対はないですけれども、手続上どこまでできるかということだけですので、ではそうさせていただきます。ありがとうございました。

座長 どうぞ。

委員 14 ページのところの一番最初の「(基本的認識)」なんですけれども、大学発ベンチャーと大学本体の位置づけというのが、私自身よく見えていないんです。それをクリアにしないと、今後いろんな問題が起こっていったときに、大学がどこまで責任をとるべきかということも出てくると思うんです。大学発ということは、何とか大学という名前が必然的に出てくるわけです。

そのときに、単純に名前をブランドとして使う可能性もあるんですけれども、何らかの形で大学自身も大学発ベンチャーの行動に対して責任をとらなければいけないことが出てくるかもしれない。

そういう意味で、大学発ベンチャーの定義というのを、できればこういう報告書の中に入れるような必要があるんじゃないかと思うんですが。

座長 大学発ベンチャーの定義が一応書いてあるんです。多分これでは不十分でだめだと言っている。

今おっしゃった問題は、やはり当初は余り顕在化していなかった。だんだん難しい問題が出てきて、おっしゃるようなことになっているんですが、事務局、何かいい知恵がありますか。

事務局 先ほどの委員の御指摘は、大学発ベンチャーの独自の行動と、それに対して大学はどこまで責任があるのかとか、関係性があるのかというところは、実は非常に難しい問題という形で、定義でできるのか、ちょっとよくわからない部分がありまして、済みません、今、解はないんですが、ちょっと考えさせてください。

座長 先生も少し応援してください。現時点で、多分これは大学によっても、それから当事者によっても随分進化の度合いが違うんじゃないかという気がしますので、いずれ先生がおっしゃった方向の難しい問題がどんどん出てくる可能性はあると思います。

委員 1つは、すべてのケースに当てはまる定義は難しいと思うんですけれども、大学自身がそういうことに対して問題意識を持って、自らどういうポジショニングをするかと

いうことを考えなければいけませんというのを促すような作文ができればと思います。

座長 東大は、この辺を考えておられると聞いていましたけれども、何かヒントになるようなことはありましたか。

委員 大学発ベンチャーという言葉の取扱いは非常に慎重に考えていまして、東京大学という名称をどういう形で出すかというのは、一応一定のルールがあります。

ですので、一概に東京大学発ベンチャーということは使ってはならないということになっていまして、どこどこ大学、だれだれ研究室のという本当に実態に沿った形の技術を使った企業ですということは言ってもいいんですが、大学発ベンチャーという言葉の使い方はルールの下では使えないことになるのかなと思います。

座長 ありがとうございます。東大については、私も薄々伺っていましたが、今、ちょっと教えていただいたんですが、東大のを参考にして、事務局、何かどういう表現にしたらいいか、東大を1つのヒントとして参考にしてくれませんか。

どうぞ。

委員 先ほど御発言された委員のお話を聞きながら、なるほどそういう課題があるなと思ったんですけれども、子会社の不祥事は親会社になってしまう。ですから、大学で生まれたベンチャーで経済的な大きな問題が発生したときに、経済的主体ではない大学とか、研究室が責任を全うすることはできないと思います。

だから、そこはクリアーに分離するような位置づけの仕方をしなければいけないですね。リスクマネジメントの時代ですから、大変鋭い指摘だなと。将来のためにもはっきりしておいた方がいいんじゃないでしょうか。

座長 ありがとうございます。どうぞ。

委員 ただ、ベンチャー側からすると、余り何とか大学発という名称がほしいわけでもないというのが結構あると思うんです。かえって迷惑というのが正直なところだと思うんです。

余りアメリカでも何とか大学発ベンチャーというので、カウントはされますけれども、別にそれを名乗っているというわけでもないケースだと思うので、今、言われたように、確かに必ずしも、子会社というわけでもありませんし、例えばある大学から出てほかの大学との連携ともつながるという中で複数にまたがってくるというのが普通だと思うので、きっちりした定義をすることに本当に意味があるかどうかというのは、私自身はちょっと怪しいと思うんです。

むしろ、大学発ベンチャーというのは、当然企業体である以上、経済利益というのが途中から出てきますから、そうするといろんな形というのが存在するので、大学が関係するふわっとした企業の関連性でしかないと思うんです。

逆に何々大学認定ベンチャーなんていうのは、正直ベンチャー側からいうと迷惑でしかないと思いますので、私自身は余り定義を厳しくしない方が、むしろいいんじゃないかと。かえってすることによって、いろんな問題点が逆に子会社にあるんじゃないかと、ある

いは先ほど話があったような不祥事を起こした場合、では親会社としての大学が責任をとるのかという話につながりかねないので、そこはかえってぎちぎちにしない方がいいんじゃないかと思います。

座長 多分御意見は重なるところがあって、大学発ベンチャーとしてここに書いてあることは別に名前のことを書いているわけではないわけですがけれども、今の議論の中にありますように、親会社と子会社みたいな、そういう責任関係が生じてくるようなことに対してどう考えるかということで、東京大学はかなり慎重な全体の制度設計をしているんだらうと思いますので、そういうことについて書くということで、大学発ベンチャーの一般的な定義をがちがちにする必要は先生がおっしゃったようにないだらうと思いますけれども、大学との関係だけをきちんとしておくということだらうと思います。

どうぞ。

委員 そういう意味では、さっきのところでも大学サイドのガバナンスの話をしましたけれども、この 14 ページの四角の中でも一番最後の 3 行の параグラフのところ、このような状況を踏まえ、コンプライアンスに配慮した上で大学発ベンチャー云々というふうに、やはりある種ガバナンスをやっている、コンプライアンスの一環としてこういうものをちゃんと見ますという考え方を入れた方が、今、会長がおっしゃったような形の方が、その後に展開しやすいような感じがします。

座長 わかりました。少し考えてみますが、コンプライアンスも片仮名なので。

委員 コンプライアンスだけではなくて、利益相反マネジメントも入れてください。

座長 そうですか。どうですか、今のはわかりましたか。

事務局 御趣旨はよくわかります。今、解がちょっと悩ましいということです。

座長 どうぞ。

委員 同じ延長線上なんですけど、今度は 15 ページのところの(2)の iii)なんですけど、ここは逆に利益相反しかないの、コンプライアンス・利益相反というのをやっていたら、コンプライアンス・利益相反に関する大学等の情報管理、広報体制だけではなくて、やはり法務体制まで含めて整備をするように促すという形にした方がいいんじゃないかと思います。

やはり、株式取得を大学が取るということになりますと、これは上場企業の話等も入ってきて、いろいろな問題が出てきますので、利益相反だけではなくて、いわゆる企業としての通常のコンプライアンスの問題というのは、先ほどの議論に出るように大学にまで関わってきますので、それを整備しておかないと、大学側が返事ができないということが十分起こりますので、その辺りも踏まえて、やはり取得の周知とともに体制づくりを促すというのが必要ではないかと思います。

座長 どうですか。

事務局 既に一連のものを考えてやりますが、コンプライアンスについて促すということは、国として言うべきことなのかどうかという素朴な疑問を感じているところもあります。

すので、ちょっと文言を含めて、また御相談をさせていただきます。

座長 コンプライアンスの論争というのは、結構面倒くさいところがありますので、趣旨はある程度理解できますので、何か考えてもらえますか。

いろいろ御意見があるかもしれませんが。

委員 ちょっといいですか。

座長 どうぞ。

委員 利益相反のことで、14 ページ目の(1)のi)です。「利益相反の問題については、ある機関であれば許されることが別の機関では駄目であるなど、個々の機関ごとにばらつきがある」というのは、実はアメリカなんかでは全く当たり前のことなんです。

つまり、利益相反というのは、マネージメント、自律の世界、ガバナンスの世界なので、その大学はどういう方針を取るかとか、あるいはベンチャー支援に対してどの程度のスタンスを持つかということによって、非常に結論が異なっているのは当然なんです。

私も大きな産総研もそうですし、もう少し小さな物質材料研究機構とか、あと国立大学で医学部を持っているところとか、利益相反のマネジメントの仕組みを導入していった過程を幾つか体験していますが、すべて機関の大きさとか、例えば医学部があるかどうかとかを考えて、要するに組織ごとに最適な制度設計をして導入していくということになるんです。

当然利益相反のマネジメントの仕組みが違うので、結論が違ってくる。例えばアメリカなんかでは、NIHなんかは、研究者のベンチャー企業と共同研究する場合に、かなり厳しく対応するとか、スタンフォード大学の場合なんかは、1,000 万円以上の利益関係を持っているような、そういう人に対してはマネージメントの対象にするけれども、それ以下であれば問題にしないとか、いろいろあるんです。

それによってジャッジメントが当然変わってくるんです。つまり、非常に深いコミットメントをした人のみを利益相反のマネジメントの対象とするときには、当然ジャッジメントは厳しくなるんです。

だから、これは個々の機関ごとにばらつきがあること自体は、実は問題にはならないんじゃないかと思います。

だから、もっと基本的な問題として、利益相反マネジメントというものが、自分の組織に合った最適の、つまり大きな大学と、小さな単科大学とか、医学部があるとか、大学毎に最適の仕組みを自分たちで選んで、自分たちで利益相反マネジメントをしていくんだというところは、大学のガバナンスの問題なんですけれども、ここがうまくなかなか機能しないがために、本来利益相反マネジメントの問題なのに、「いや、これは兼業の問題だから、兼業を認めたらうで利益相反マネジメントを行うのではなくともと認めるべきではないんだ」とか、ぐちゃぐちゃになってしまったりしたりする。

ですから、ちょっとこの書き方が何となく根本的な利益相反マネジメントという概念からすると、ちょっとおかしいかなという感じがしているんです。

座長 多分おっしゃるとおりだと思うんですが、そこまで余りにも行ってないんです。ですから、いろんなところの御要望で、ある程度ガイドラインを整備して、勿論大学なり機関の問題であって、国が統一すべき問題ではないんですけれども。

委員 ガイドラインというときに、それこそ利益相反が本当にガバナンスの問題なので、つまり先ほど言ったように、ガイドラインというとなんか一つに決められてしまう印象があるんです。

ところが、そうではなくて、私が体験しているだけでも複数の機関がそれぞれに自分の機関に合った仕組みをつくって運用しているし、それによってまた結果も違ってきているわけです。

だから、そういう幾つかのモデルとか。

座長 いやいや、それは勿論そのこと自体に私は全く賛成ですけれども、要するに各大学がやるので国はガイドラインみたいなものをつくらないというのは、今のいろんなところの御希望には合わないという状況ではないでしょうか。

ですから、A機関もB大学もC研究所も同じ利益相反のガイドラインに沿ってやる必要があるということは私は思いません。思いませんけれども、今、ちらっと先生がおっしゃったように、全く判断基準がないために、迷っているところがたくさんあると。

委員 だから、それはむしろ利益相反ということのガバナンスの問題だということを含めて大学というのは、ガバナンスをした経験がないと言ってしまうと。

座長 どうぞ。

委員 先ほどの課題と一緒に、やはりレベルの高いところと、低いところの差があるので、ガバナンスという言葉自体が理解できない学長が結構いると思うんです。

そういう意味では、もうしばらくの間は、そういったものは国がやるべきではないという御議論は、先ほど会長が言われたようにあると思うんですが、ただ、やはり現状で何もしないとときに路頭に迷う人たちが圧倒的に多いと思うので、現状ではもうしばらくこういうのをやっていただくというのが、大学の現場からいうと、皆さん多分希望しているところではないかと。

座長 どうぞ。

委員 14ページの(1)のi)のところの2行目の書き方の問題が1つ入っていると思うんです。

ここにある問題点は、ばらついていること自身が問題ではなくて、大学自身が自分で利益相反に対するポリシーがはっきりしていないことによって、ばらつきが出ていることだと思うんです。その書き方だと思うんです。

座長 わかりました。文章については、私もこれで、むしろ変な誤解を受ける可能性があれば直していく必要があると思いますが、どうですか、事務局。

事務局 違います。ばらつきがあることが問題のように読める文章であることは認めますので、そこは適切な表現に改めさせていただきたいと思います。

座長 では、どうぞ。

委員 15ページの(2)のi)なんですけれども、株式取得が可能になったということで、一定のルールの下でということ、ここではルールは特に書いていないですけども、普通の株式取得に比べたら、ちょっと特殊なケースになるかなとは思いますが、ですので、下から2行目の「この取扱の解説を作成し」というところで、単に取扱いの解説というのが簡単なものと、大学が株式取得したとき非常に困るケースが出てくる可能性がある、もう少し具体性をもった形の解説にさせていただきたいと思ひまして、例えばこの文章を可能株式取得の形態及び注意事項というような形にまで具体化していただければと思います。

座長 ありがとうございます。これはいいですね。関係府省があると、イエスをもらう努力をするそうですから。

どうぞ。

委員 16ページの「(3)ベンチャー起業に関する教育を支援する」というんですが、一応、ここでは大学の話が出てはいるんですが、やはり日本の起業率が低いということを見ると、高校生とか、もう少し下のレベルまでの議論を書き込んだ方がいいんじゃないかと。スーパー・サイエンス・スクールとか最近出てきていますが、そういったような学生をつくるのであれば、大学だけではなくて、もう少し中等教育ぐらいまで踏み込んだような形の書き方をした方がいいんじゃないかと思ひます。

座長 趣旨は賛成ですが、書いた方がいいかどうかはちょっと、いかがですか。

では、ちょっと考えさせてください。ありがとうございます。

どうぞ。

委員 15ページの(2)のii)のところなんですけれども、個人情報の取扱いはさっと読むとそうだなと思うんですが、よくよく考えると、これは相当難しい話になるような気がするんですが、例えば、全部個人情報だから持株の内容も言えないと言われてしまったらどうするのかということを考えて、各大学で検討を促すで検討できるような課題だということ書かれているということなんじゃないでしょうか。

座長 どうですか。

事務局 この部分につきましては、文部科学省さんで議論を進めているところでございますので、もう少し踏み込んだ修正の文章にさせていただきます。

委員 利益相反マネジメントの「反」が抜けています。

事務局 済みません。

座長 では、御意見もあろうかと思ひますが、少し進めさせてください。後でまた御意見をいただくとして、3.の地域云々のところですが、17ページから21ページまでお願いします。

いかがでしょうか。

それでは、また戻っていただいても結構ですから、4.の知財関連人材の22ページか

ら 26 ページについてお願いします。

どうぞ。

委員 23 ページの(1)の4行目の「具体的に推進する」の次に、そのため工程表として10年間のロードマップを作成し、毎年度その評価を行うというのを入れていただきたいと思います。

理由は、人材育成は非常に大事であり、時間がかかるわけですが、計画的にやらないといけないので、是非10年間のロードマップを作成し、毎年度その評価を行うというのを入れていただきたいと思います。

もう一点は、23 ページの(2)のi)の3行目、「多様な人材がインセンティブを感じられるような多面的対策を検討する」となっていますが、「多様な人材がインセンティブを感じられるよう、司法試験科目の見直しを含め、多面的対策を検討する」というように、司法試験科目の見直しを含めてを例示として入れていただきたいと思います。

理由は、今までの議論の中で、やはり単にインセンティブだけ、財政的支援とか、そういうことだけではなくて、試験のことも非常に大事だという御指摘もありますし、是非そういうことを例示として入れて、みんながよく検討したら良いと思います。以上、2点希望いたします。

座長 ありがとうございます。事務局。

事務局 極めてハードルが高い、身に余るものじゃないかと。

座長 どっちが身に余ると言っているのかよくわからなかったんですが、両方身に余るのかもしれませんが。(2)の方の司法試験科目の見直しを含めというのは、我々のところでそこまで言っているかどうかということはあるんですが、検討するというところだからいいのかもしれないという気もいたしますが、どうですか。

事務局 済みません、関係するところとよく相談させていただいて。

座長 それからロードマップはどうですか。ロードマップは中身にもよりますけれども。

事務局 お考えは非常によく理解できると思いますので、そちらについては、もう一個の方よりはもっと力を入れて書き込むべく努力したいと思います。

座長 ありがとうございます。どうぞ。

委員 今のロードマップなんですけれども、だれが主体となって書くかということが問題になってくると思うんです。その辺も踏まえて書かないといけないんじゃないかと思います。しかも、評価が入ってきた場合にです。

それから、別の点の25ページのii)のところでもって「大学等において、日常レベルで利益相反の判断をしていく実務家を育成し」と書いてあるんですが、先ほどのディスカッションを踏まえてみると、一律でもって、これが白で、これが黒と判断できる話ではないわけなんです。ですので非常に軽く書かれているので、こういう人材をどうやって育成するかと言われたときに、多分私はできないというふうになってしまいで、ちょっと書き方を変えていただきたいと思います。利益相反の問題に関する議論ができるような人間

がほしいんですが、判断をしていくということがなかなか難しいような気がします。

座長 どうですか。

事務局 御指摘の点を踏まえて修正します。

座長 何か説得力がある。

委員 もう一点なんですが、細かい点で、25 ページの一番下のところです。OJTの話なんですけれども、すべてを書いているわけじゃないんですが「TLO、大学発ベンチャー」とあって、そこに知財本部を入れていただきたいと思います。

座長 どこに入れればいいんですか。

委員 OJTのトレーニングの場として、現場があるんですけれども、TLOというのもありますけれども、大学の中のことも知ってほしいので。

座長 ですから、どこに入れればいいかと。

委員 TLO、知的財産本部、大学発ベンチャーと。

座長 TLOの次ですね。

委員 はい。

座長 では考えてみましょう。ありがとうございました。

それでは、どこでも結構ですから、前書きも含めて御意見をいただきたいと思います。

委員 2点ほど感じるんですが、1つは大学と中堅どころ以上の企業という関係でいると検討されているように思いますが、中小企業を非常に創造性の高い企業も多いわけなんですけれども、そういうところが大学が知財本部を始めとして、知財に対する門構えが立派になればなるほど、今までのように気楽に先生方にアプローチしにくいという問題も生じてくるのではないかと。メディアからは大企業と中小企業の関係も云々という指摘もありますけれども、大学と中小企業さんとの関係、このところをもう少し大学の方で、柔軟というか、何かうまい中小企業の知的財産活動の活性化策といいますが、中小企業の方が、それを活用することのやりやすさを促すような工夫といいますが、そういうのをどこに入れたらいいのかというようなあれなんです、その必要があるのではないかと。

座長 非常に大切な視点でおっしゃるとおりだと思いますが、これは知的財産戦略本部の方でベンチャーも含めて中小企業を検討した結果を2005に入れますので、そのときにおっしゃったように、勿論大学のことはいっぱいかどうか知りませんが書いてあるんですが、今おっしゃったことについて、きちんと整合性が取れているかどうか。両方ながめまして、入ることは入ると、相当のページは入りますね。

委員 中小企業への配慮は書きます。

座長 わかりました。調整をやらせていただきます。

委員 もう一点は、8 ページでしたか、リサーチツールという、恐らく医療関係とか、人命に関わる云々というところに出てきたのではなかったかなと思うんですが、リサーチツールと一般的な表現をした途端に、世の中にあるいろんな器材はほとんどリサーチツールと言っても、拡大解釈をすればそうなるわけで、むしろ、非常に混ぜっ返すようで悪い

んですが、この項が必要なのかどうか、ここで言いたいような事態が起こったら、それに対しては何でもかんでも知財の滞貨云々と振りかざすのではなくて、もっと現実的な対応を目指すような努力をすべきだとか、そういう形でいった方がいいんじゃないかと思いません。

座長 おっしゃるように、この間もおっしゃっておられましたけれども、普通の計測器みたいなものまで場合によっては拡大解釈されるということをおっしゃっていたと思いますが、リサーチツールについての検討状況を簡単に紹介してください。

事務局 試験研究の特許使用の円滑化のプロジェクトチームの方で検討しておりまして、そこでの検討につきましては、主にライフサイエンス系の遺伝子組換えの細胞とか、あるいはマウスとか、それからスクリーニング方法とか、そういったものを中心に検討しております。

それ以外に微細な構造をやるような顕微鏡を使う場合も、割と類似した設定になるのかなと思っています。必ずしもバイオに限らないんじゃないかなということで、今、区別すべきかどうかというのは、検討の俎上にあるところでございます。

もう一つの御指摘の御趣旨の部分は、国費原資でないところまで広げて、民間企業の方の一般的な研究のためのツールまで広がっているのではないかとということにつきましては、国がそこまで口を出すべきではないという意見も非常にたくさんいただいていますので、どう整理するのか。今のところ、私は当面は国費原資のところの考え方を整理して、それを提示させていただいて、その運用の中で程度の広がりまで整理すべきなのかということの様子を見ながら徐々に進めていきたいと考えているところでございます。

座長 先ほどの委員の御指摘は重要な御指摘なんですけど、御欠席されていたこともあって、ちょっと説明が不十分だったかもしれませんが、プロジェクトチームで検討しておりまして、ここに上げてきてもらうことになっているんです。それはまだ上がってきていない。

それで、ここの文章も当然それによってどう変えるかということになるんですが、どうですか、その辺の日程的見通しを。

事務局 済みません。非常に検討すべき課題が多数あるところでございまして、しかも輪郭がなかなか見えにくいということもありまして、ケーススタディーを何度か繰り返して、そのケースに応じてどういうふうな整理をしたらいいのかという形に、ケーススタディーがとりあえず何とか目途が立ったのかなというところなんです。

それをベースにしまして、ガイドラインのたたき台というか、基本的な整理学を次回にやってみましょうということになっています。

ということなので、実際に仕上がるまでどうか。本専門調査会のとりまとめは、今月の24日でございますので、そこまではとても間に合いそうもないということで、少し継続審議の報告の形になるかと思えます。プロジェクトチームがまとまり次第、また専門調査会を開かせていただいて、そこで御審議をいただく。その反映は、またそのときに考え

させていただくという整理です。

座長 次回までにとても間に合わないということですね。

事務局 はい。

座長 そうすると、場合によってはこの文章は取ってしまった方がいいかもしれませんね。

どうぞ。

委員 私の発言の議事録を見ていただくと多分わかると思いますが、先ほどの委員の御発言に真っ向から反対するわけではないんですが、これは是非入れてほしいと、削除すべきではないと。それでドイツであろうと、スイスであろうと、フランスであろうと、現在これが非常に大きな問題になっているということで、これは是非入れておいてほしいと思います。

座長 我々は必ずやりますので、もう結論の近くまで来ているので、つまり残しておいた方がよければ残しておきますけれども、向こうと整合性がないといかぬと。

どうぞ。

委員 私も基本的には、残していただきたいと思います。ただし、確かに委員のおっしゃるような誤解、確かにリサーチツールという何か評価計測器全部入ってしまうかもしれない。だから、リサーチツールという言葉が突然ここに出てきましたね。これを例えば何とかなどとか、具体的な例示をして、いわゆるリサーチツール特許というふうにすると、おっしゃるような誤解がなくなるのではないかと、その方がいいんじゃないかというのが一点です。

もう一点、中小企業、特に地域の中小企業についてです。

先ほどちょっと別のところでというけれども、今度は大学側として中小企業とかと連携するときにどういうことが必要になってくるかといいますと、共同研究だけではなくて、共同研究が終わった後に、要するに技術指導という形で、やはり手取り足取りの部分が出てくるんです。

これを大学の先生や公的研究機関の方がやられるときに、やはり業務として正当に評価してほしい。本来の職務ではないというふうに扱われて、いわゆる兼業扱いになってしまうと、先生によっては、そうやって一生懸命中小企業の面倒を見ている先生であればあるほど、ものすごくおびただしい兼業をやっていることになる。

それで、変なんですけれども、利益相反マネジメントが何かに引っかかってしまうんです。こんなにおかしいことはないんです。だから、まさに中小企業を育成するための技術指導を、やはり大学の先生とか、あるいは公的研究機関の研究の方のちゃんとした職務として位置づけていただいて、真っ当に評価していただければ、中小企業を非常にバックアップするということが、大学としてやりやすくなるのではないかと思います。

座長 大変いい御指摘なんですけど、一応ここでやっておりませんので、今のことをどこかうまく入りそうだったら入れていただくことにしましょう。ここでやっていないもので

すが、御指摘としては非常に具体的で、お困りになっていると。

この件に関していかがですか。

委員 検討させていただきます。推進計画 2005 に今の点も書けるかどうかも含めて検討させていただきます。

座長 どうぞ。

委員 今の件で、その問題意識を東北大学も持っていて、具体的に今年度の4月からそういうスキームをつくったんです。技術アドバイスということをや兼業ではなくて、会社との契約ベースでもってサービスするというのもって、いわゆる評価をする対象にもしましょうということにしていますので。

座長 ありがとうございます。どうぞ。

委員 もし、こちらの方でそういう点が大事だということであれば、12ページの(7)のi)にエフォート管理についての記載がありますが、その次に、例えば今のような特に中小企業に対する技術指導等についても評価すると記載するのはいかがでしょうか。

座長 それは勘弁してください。というのは、突然中小企業が出てくると、ほかにこれだけですかという疑問が出ますから、それはやはりそちらの方で一括してやっていただいて、今のはいい御意見だと思いますので、どういう文章にするかは少し御検討いただいております。

委員 わかりました。

座長 それから、さっきのリサーチツールについては、皆さんの御意見も踏まえて、8ページを誤解のないように書かせていただくことにしましょう。

ほかに、どこでも結構です。どうぞ。

委員 10ページの(5)のi)で、紛争処理に対する大学の体制整備というところなんですけど、体制整備とって、具体的には特にここには例示というものはないんですけども、例えば紛争が生じてしまった後というのは、次のii)のところこういう体制もあるということで例があるんですけど、紛争を未然に防止するという側面では、やはり先行技術調査というのが大切になってくるのかと思います。

先行技術調査に関しては、別の項目として検討されていて、(6)の方に入っております。そのときに、ii)とiii)で関係している省庁が違うところで2つ取扱いがございます。

ii)に関しては、経済産業省の方が担当となって、研究の絞り込みは無駄な出願の回避のために先行技術調査の支援をするということがありますし、iii)の方では、今度はJSTが先行技術調査を行っていることを周知徹底するということがあるんですけども、例えば大学で研究者が研究をスタートする前に、その周辺の技術について調査していただきたいというときに、どちらで取り扱うのかというところをもう少し具体的にしておいて、それが可能であればそれを具体的にこの中に入れ込んでいただきたいと思います。

どちらでやるのかというのが明確にできないのであれば、例えば(5)のi)のところ紛争の未然防止のため先行技術調査支援、あるいはパテントマップ作成の支援を行うと

というような一文を、もし入れ込むことが可能であれば、その文を入れていただければと思います。

座長 文章は考えますが、ii)とiii)で、お考えは2つの省が両方に入っていればいいということはおっしゃらなかったんですけれども、そういうお考えではないと。

委員 両方でその支援をしていただけると、大学としては両方うまく使っていけるということで非常に便利なんですけど、勿論そういう体制でも結構です。

座長 わかりました。今の一連のことはどうですか。

事務局 (6)のii)とかiii)は具体的な施策対応の省庁さんを書かせていただいていますので、(5)の方については支援ということですから、両方のものが読めるような形で入れ込むべく努力をさせていただきます。

委員 そういう意味では、(6)のiii)の方に、研究者が行った発明というように、あくまでも成果が出た後に対する先行技術調査というふうに読めますので、研究をスタートする前というような位置づけの意味合いが含まれていれば、両方で対応していただけるようにも読めますので、お願いいたします。

座長 ありがとうございます。では、どうぞ。

委員 11ページの(6)のアクセス機能強化というところでi)ですけれども、重要性は何となく感じられるわけですが、具体的に何を狙っているのかがあいまいではないかという気がいたします。

データベースという意味では、特許電子図書館がまずもって第一に重要だろうという気がいたしますが、実際に使いやすいのかどうかということと考えてみると、まだまだ改善すべき機能的な部分がたくさんあるシステムだという気がいたしますので、是非新しいことを始める前に特許電子図書館をもっともっと使いやすいものにするということを明記していただきたいということが、まず第一点です。

それから、具体的には「特許情報と論文情報を相互に活用できるデータベース」というのは、具体的にどういう意味なのかわかりにくいのではないかと。相互に利用するとはどういうことなのか。

それから「大学等において専用回線を介して特許電子図書館(IPDL)を利用可能とする」と。それで専用回線ということをも明記している理由というのも、やはりわかりにくいという気がいたします。そういう意味で、もう少し内容を精査されて、シンプルにされた方がいいかなと思います。

座長 どうですか。

事務局 「特許情報と論文情報を相互に活用できる」というのは、できるだけ一貫通貫で論文と特許を調べられるような仕組みをつくりたいと考えていまして、それをどう表現するかということで、この表現になっているというところでございます。

それから「専用回線を介して」というところは、IPDLというか、特許電子図書館、インターネット上での提供なんですけど、その機能を増やせば増やすほどアクセスが増え

てやはり使いにくいという状況では、どこまでいっても変わらないかなという感じがあって、その対処よりは、大学でお求めがあったら専用回線で、そこはもっと早く使えるような形でやった方がいいのかなということで、こちらの道を選ばせていただいて、この選択肢という形になっているんですが。

委員 1ユーザーとしてのコメントを言わせていただきますと、遅くて使えないというよりは、実際の機能的な意味でまだまだ不十分であると。例えば検索機能が付いている部分がHTMLに限られていて、PDFの一括ダウンロードができないとか、いろいろ細かいことを言い出すと切りがないんですが、たくさんあると思います。

ですので、ここまで専用回線という形で限定的にせずに、特許電子図書館をより拡充強化していくというような方向性を出していただければと思います。

座長 ありがとうございます。少し表現を考えてみてください。場合によっては、こんな文章の方がいいと、今、最後におっしゃったのは修文だと思いますけれども、もし後でありましたらお願いします。

座長 ではほかに、何かございますか。

委員 私の方は、先ほど医療方法について発言がありましたので、あとリサーチツール特許についても、そのまま載るということになりましたので、一応、私としては、原案であれば良いとは考えております。

座長 リサーチツールは、ここでもお二人に入らせていただいているので、それで少し楽しみに待っていると。

あとは、いかがでしょうか。

それでは、活発な御意見をありがとうございました。後で追加的なメモをちょうだいするとすれば、いつごろまでにいただければいいですか。

事務局 24日がとりまとめになっておりまして、余りぎりぎりでいただくと調整する時間がないものですから、数日という形でやらせていただいて、5月17日ぐらいで期限を切らせていただきたいと思いますと思うんですけれども。

座長 5月17日ですか。

事務局 はい。今日からですと5日間。

座長 17日は何曜日ですか。

事務局 火曜日です。

座長 それでは、大変恐れ入りますが、追加的なものと、今日少しお考えていただきたいと私からお願いしたところもあるかと思しますので、17日までによろしくをお願いします。

それでは、今後の予定につきまして、事務局から説明してください。

事務局 次回は、先ほども申しましたように、5月24日火曜日16時から18時、午後4時から6時を予定しております。案内は、また別途事務局の方からさせていただきます。

座長 ありがとうございます。では、閉会に先立ちまして、既に発言者の皆様から御確認をいただいておりますが、資料3に前回議事録を配付しております。

本日の会議資料につきましては、公開という取扱いにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

座長 それでは、そうさせていただきます。

以上をもちまして、活発な御議論をいただいた今日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。